

平成24年（ワ）第328号、平成25年（ワ）第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

上申書

（次回期日の進行について）

平成31年4月11日

金沢地方裁判所民事部合議B1係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明

外



原告らは、次回期日（平成31年4月22日午後1時30分）において、原告1名の意見陳述（15分程度）を予定している。その内容は、添付「意見陳述書」のとおりである。

以上

2019年4月22日

意見陳述書

原告 岡崎 真一

【福島原発事故と原発神話の崩壊】

2011年に発生した3.11福島第一原発事故（以下、福島事故）によって、日本の原発の「安全神話」が崩れ去ったことが、誰の眼にも明らかになりました。

それまでにも、スリーマイル島（1979年）やチェルノブイリ（1986年）で深刻な事故が起っていました。とくにチェルノブイリでは、広島原爆の数百倍もの放射能が飛び散り、数十万人が移住を強いられました。しかし、そのときもわが国の原発の責任者たちは「米国やソ連とは違う。日本では『多重防護』の壁に守られているから、事故によって放射性物質をまき散らし、住民が避難するような事故は絶対に起こらない」と豪語していたのです。

福島事故についてここで詳細に語ることはしませんが、満8年経った現在も、あの事故は収束していません。今も放射能汚染は深刻で、4万人以上が福島県の内外に避難しています。原発周辺の広大な地域が立入禁止になっており、故郷を追われた人たちがいつ帰れるのか、まったく先が見えません。

福島事故があのレベルで済んだのは、実は奇跡に近かったということが公けになっています。第一原発4号機は定期点検中で、使用済核燃料が燃料プールの中に大量に保管されていました。外部電源が遮断されたとき、このプールの冷却が不可能になり、格納容器の外でメルトダウンが起る可能性が極めて高かったです。最悪のシナリオが回避されたのは、たまたま隣のプールに水があって、そこから流れ込んだという偶然の産物に過ぎません。当時の民主党菅政権は「170km圏内の住民は強制避難、250km圏内は自主避難」することを覚悟していました。首都圏を含めて5千万人の避難者を出して、日本が国家として存続できるかどうかの瀬戸際だったのです。

地に落ちたもう一つの「神話」は、「原発はコストが安い」という神話です。

他のエネルギーと比べて原子力が最も安上がりだとしてきた政府や電事連の計算は非現実的なモデルプラントを前提にし、設備稼働率なども恣意的な数字（大島堅一・龍谷大教授）になっています。また、原発には他の発電には不要なさまざまな費用がかかりますが、それらも盛り込まれていません。たとえば立地の費用。危険な原発を地元に引受けもらうために、交付金や補助金など莫大な税金を投入しています。もしその費用をすべて電力会社が負担するとしたら、どの会社も手を出さないでしょう。

そして事故を起したときの除染の費用や損害賠償の費用、加えて、何十年かかるかもわからない廃炉の費用。そういうた諸々の費用を考えたら、原発ほどコストの高いエネルギーはありません。

福島事故前は一基4千億円ほどで建設できたものが、今では安全対策費が膨らみ、一基1兆円を超えるといわれています。原発事業はいまや、経済的に採算が合わない産業になってしまったのです。

もう一つが、原発はクリーンだという「神話」です。

火力発電と違ってCO₂を出さない原発は、「地球温暖化に貢献する、環境にやさしいエネルギー」だそうです。しかし福島事故を見れば、あれだけ放射性物質を撒き散らして広大な土地を人の住めない地域にした原発のどこがクリーンですか？たとえ事故を起さなくても、原発は大量の放射性廃棄物という「ゴミ」を出し続けます。この「ゴミ」の処分方法については、初めて原発が稼働して以来今日に至るまで、まったく目処が立っていません。トイレのないマンションがどんなに豪華な設備を誇っても、誰もクリーンだとは言わないはずです。

核燃料サイクルが破綻した現在、高レベル放射性廃棄物の最終処分場を地下数百メートルに作り、10万年もかけて（ちなみに縄文時代の始まりが約1万5千年前！）安全な状態になるのを待つ、という気の遠くなるようなプランがあるそうです。この地震国にそんな安定した地盤が果たしてあるのか、またそれを受け入れる自治体があるのか、まさに机上の空論です。後世に負の遺産を残すことは、何としても避けなくてはなりません。

【それでも原発にしがみつく安倍政権、そして北陸電力】

「原発神話」が崩れ去り、経済的優位性がなくなっても、政府は原発から撤退しようとはしていません。直近のエネルギー基本計画では、原発は未だ基幹エネルギーに位置づけられ、その割合を20～22%まで高めていくことになっています。これは国内世論のみならず、世界の潮流からもかけ離れています。現に、国内での展望が開けないと、政府が音頭を取って海外に活路を見出そうとした原発輸出の試みは、英国やトルコをはじめとしてことごとく頓挫し、暗礁に乗り上げています。

それでも現政権が原発にこだわるのは、原発の廃棄物であるプルトニウムを使っていつでも核武装できるという、安全保障上の「抑止力」に期待しているからではありませんか？「戦争のできる国」にしようとしているとしか思えない安倍政権を見ていると、それが原発を手放せない本当の理由なのではないかと疑います。ヒロシマ、ナガサキ、フクシマと世界に類例のない体験をしてきた国民がそんな暴挙を許すはずは

ない、と思いますが…。

原発に固執するのは被告北陸電力も同様です。志賀原発は1号機2号機とも停止しましたまま、丸8年が経過しました。被告は「早期再稼働をめざす」として、2014年8月に2号機の新規制基準への適合性審査を申請しました。本格的な審査が始まってからすでに2年半が経過していますが、審査会合では「断層問題」が重くのしかかり、議論は一向に進んでいません。

その間、停止中であっても原発のランニングコストは年間400億円超、さらに新規制基準適合のための安全対策工事などに北陸電力は2千億円近くの投資を重ねています。これだけの金額を再生可能エネルギーの方に向けていれば、とため息をつくのは私だけではないでしょう。

【施設下の断層問題と司法の責任】

「志賀原発敷地内の断層（S-1およびS-2・S-6）は将来活動する可能性が否定できない」と原子力規制委員会の有識者会合が結論づけ、規制委員会も2016年4月、その評価書を受理しました。

私は地震国である日本で原発を建設・運転するなど、世界の非常識だと思っていますが、その中でもとくに危険なところで運転するなど論外です。「活断層の可能性を否定できない」としたのは、わが国を代表する地震学者や地質学者ですが、他方には「あれは活断層ではない」と主張する「専門家」もいるようです。仮にシロとクロとに評価が分かれるなら、「シロ」という結論が誰にも明白になるまで運転しない」というのが、安全性の観点に立ったまっとうな考え方ではないでしょうか？

すでに1年以上前になりますが、前回の口頭弁論で裁判長は「施設直下の断層が活断層であるか否かを判断するには多方面の専門的科学的な知見を要するので、規制委員会の判断を待ちたい」という審理方針を示されました。

その規制委員会の適合性審査では、未だに審査の対象とする断層をどう絞り込むかという入口の議論を続けています。この先いつまでかかるのかわからない行政（規制委員会）の判断を待たなければ裁判所としての判断を下せないなら、そしてその間、さし迫った危険性を放置して私たちの命と暮らしを脅かし続けるなら、それは司法の責任を放棄することではありませんか？福島事故では、原発を国策として推進してきた国の責任だけでなく、それを容認・放置してきた司法の責任も厳しく問われたはずです。

どうか行政に追随することなく、自らの真摯な判断に基づいて、早期に運転差止めの判決を下されるよう、切実な思いを表明して私の意見陳述を終わります。